

第十五号議案

江戸川区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年二月十五日

提出者

江戸川区長 斉

藤

猛

江戸川区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

江戸川区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和三十一年十月江戸川区条例第十五号）の一部を次のように改正する。
第二条中「七四二、〇〇〇円」を「七五八、三〇〇円」に改める。

付 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（説明）

江戸川区特別職報酬等審議会の答申に基づき、教育長の給料月額を引き上げる必要があるので、本案を提出いたします。